

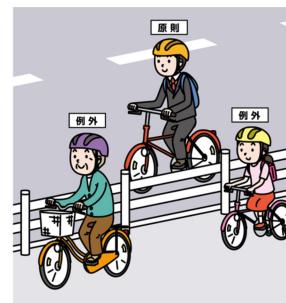
自転車の主な禁止事項

- △無灯火運転
- △二人乗り運転
- △並進走行
- △携帯電話等の使用運転
- △イヤホーン等の使用運転
- △傘さし運転



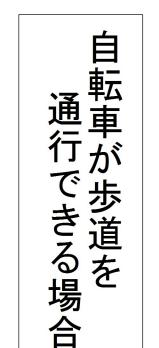
◆歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合

13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
身体の不自由な方



自転車が歩道を通行できる場合

◆70歳以上の高齢者
◆車道通行に支障がある場合



◆自動車などの通行量が著しく多く、かつ、車道の幅が狭く自動車等と接触する危険がある場合。

◆自動車工事や駐車車両などのために車道の左側部分を通行することができない場合。

◆自転車に子どもを同乗させる場合

◆子どもが自転車に同乗する時は、正しく乗車させないとバランスを崩しやすく大変危険です。気をつけましょう。

◆運転者は16歳以上

◆二人乗りのルール

◆6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗せる。



◆新情報◆

令和2年6月30日から新たに自転車運転の危険行為に「妨害運転」が加わりました。
・他の車両（自動車を含む）に対して通行妨害目的で幅寄せ不必要的急ブレーキ、ベルを執拗にならすなどの行為。

自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

【取材を終えて】
普段、何気なく乗っている自転車。手軽に乗れる半面、危険も多い。車を運転していくと、イヤホーンをしていて、車にぶつかる。どちらに走るのかわからず、怖い思いをしたことがある。交規ルールもあまり知らずに乗つている人もたくさんいるのではないか。
「人を傷つける凶器」になることを忘れてはいけない。忘れてしまふと私自身、気をしきめる取材となつた。

【認】
一時停止して左右の安全確認
夜間はライトを点灯
並道の禁止
飲酒運転・二人乗り

【取材協力】
・南畠駐在所

ルールを知って楽しく乗ろう！自転車！



南畠駐在所 白井巡査部長

気をつけよう 自転車の事故

自転車は「道路交通法」では、軽車両とされ、車両としての交通ルールを守らなければなりません。今号では、再確認のためにも自転車のルールについて南畠駐在所の白井巡査部長に、お話を伺いました。

埼玉県内では、今年の6月末までに自転車が関わる事故は2144件になりました。死亡事故も12件起っています。私たちの住む東入間管内でも、今年6月末までの自転車事故は71件にも上ります。死亡事故も多數を占めているつてご存知ですか？

埼玉県内では、今年の6月末までに自転車が関わる事故は2144件になります。死亡事故も12件起っています。私たちの住む東入間管内でも、今年6月末までの自転車事故は71件にも上ります。死亡事故も多數を占めています。

自転車の交通ルールクイズ

全問正解できるかな？



下記の問題を読んで○×で、お答えください。

問1 歩道を自転車で通行できる年齢条件は「13歳未満」または「70歳以上」である。

問2 自転車は軽車両ですが、歩道を通行している場合は、車両用信号機ではなく、歩行者用信号機に従う。

問3 自転車で「一時停止」の標識がある場所を走行するときは、徐行ではなく必ず一時停止をしなければならない。

自転車は「道路交通法」では、軽車両とされ、車両としての交通ルールを守らなければなりません。今号では、再確認のためにも自転車のルールについて南畠駐在所の白井巡査部長に、お話を伺いました。

(担当／新井博海、渋谷真実、表紀子、松下佳子、勇美祐子、川瀬礼華)